

熊本県無人航空機空中散布利用技術指導要領

第1 趣 旨

この要領は、国が定める「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（以下「無人ヘリ安全ガイドライン」という。）及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（以下「無人マルチローター安全ガイドライン」という。）に基づき、熊本県における無人航空機による適正な空中散布の実施に資するため、必要な事項を定める。

第2 定 義

この要領において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

1 無人航空機

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定義される「無人航空機」をいう。

2 空中散布

無人航空機を用いて行う空中からの農薬の散布であって、農作業を効率的に行うことを目的とするものをいう。

3 防除実施者

空中散布の作業を実施する者をいう。

4 実施主体

防除実施者及び空中散布の作業を自らは行わずに当該作業を他者に委託する者をいう。

5 関係指導機関

農業技術課、病害虫防除所、農産園芸課、各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課、市町村をいう。

第3 実施計画及び実績報告の提出

実施主体は、1月から6月までの実施計画にあたっては、その前月末日までに、7月から12月までの実施計画にあたっては、6月末日までに、別記様式1により実施区域に係わる市町村を経由して農林水産部長に報告するものとする。実績報告にあたっては、4月～12月までの実績にあたっては12月末日までに、1月～3月までの実績にあたっては3月末までに、別記様式2により実施区域に係わる市町村を経由して農林水産部長に報告するものとする。

第4 実施主体が遵守すべき要件

実施主体が空中散布を行う際の要件は、無人ヘリ安全ガイドライン及び無人マルチローター安全ガイドラインの第2及び第3に掲げる事項のほか、次のとおり

とする。

- (1) 空中散布の実施計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ、各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課及び市町村の指導及び助言を受けること。
- (2) 空中散布の作業中に、農薬のドリフト、流出等の農薬事故が発生した場合には、直ちに、実施区域の市町村及び県に届け出ること。

第5 実施主体及び関係指導機関の役割

空中散布の実施にあたっては、実施主体及び関係指導機関が果たすべき役割は次のとおりとする。

(1) 実施主体

第3の実施計画及び実績報告の作成及び第5に掲げる事項を遵守すること。

(2) 農業技術課及び農産園芸課

農林水産省及び（一社）農林水産航空協会等と連携を図りながら、実施主体や関係指導機関等に対し空中散布の実施について適切な指導を行う。

(3) 病虫害防除所

実施主体に対し、適正な空中散布の実施について指導を行う。

(4) 各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課及び市町村

病虫害防除所と連携して実施計画の策定及び安全に関する指導を行う。

付則

この要領は、平成28年3月10日から適用する。

この要領は、平成28年12月8日から適用する。

この要領は、平成30年8月7日から適用する。

この要領は、令和元年11月29日から適用する。

この要領は、令和2年12月14日から適用する。